

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【公表番号】特表2009-514979(P2009-514979A)

【公表日】平成21年4月9日(2009.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2009-014

【出願番号】特願2008-540216(P2008-540216)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/12	(2006.01)
A 6 1 K	35/48	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)
A 6 1 P	37/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/04	(2006.01)
A 6 1 L	27/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/12			
A 6 1 K	35/48			
A 6 1 P	43/00	1	1	1
A 6 1 P	43/00	1	2	1
A 6 1 P	35/00			
A 6 1 P	35/02			
A 6 1 P	7/06			
A 6 1 P	37/00			
A 6 1 P	37/04			
A 6 1 L	27/00			V

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月4日(2009.11.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

免疫機能障害のリスクがあるか又は罹患している被験体の補助的治療において使用するための細胞であって、該細胞は、胚幹細胞、胚生殖細胞又は生殖細胞ではなく；内胚葉性、外胚葉性、中胚葉性の胚系統の少なくとも2種それぞれの少なくとも1種の細胞種に分化することができ；被験体で有害な免疫応答を誘発せず；被験体における免疫機能障害を治療するのに有効であり、かつ、免疫機能障害を治療するために、別の疾患を治療するために、又はこれら両方を治療するために被験体に施される1つ又はそれ以上の他の治療に対して有効な経路と有効な量で補助的に投与される、前記細胞。

【請求項2】

前記細胞は、内胚葉性、外胚葉性、中胚葉性の胚系統それぞれの少なくとも1つの細胞種に分化することができる、請求項1記載の細胞。

【請求項3】

前記細胞はテロメラーゼを発現する、請求項1又は2記載の細胞。

【請求項4】

前記細胞はoct-3/4について陽性である、請求項1~3のいずれか1項記載の細胞。

【請求項5】

前記細胞は、被験体への投与の前に、培養で少なくとも10~40回の細胞倍加を受けている、請求項1~4のいずれか1項記載の細胞。

【請求項6】

前記細胞は被験体に対して同種異系である、請求項1~5のいずれか1項記載の細胞。

【請求項7】

前記細胞は、前記細胞が投与される前、同時、又は後に施される別の治療に対して補助的に被験体に投与される、請求項1~6のいずれか1項記載の細胞。

【請求項8】

前記細胞は、被験体の質量1kgあたり $10^4 \sim 10^8$ 個の前記細胞を含む1回分又は複数回分で被験体に投与される、請求項1~7のいずれか1項記載の細胞。

【請求項9】

被験体は将来移植を受けるか又はすでに受けしており、宿主対移植片反応又は移植片対宿主病のリスクがあるか又はすでに発症しており、前記細胞は移植に対して補助的に投与される、請求項1~8のいずれか1項記載の細胞。

【請求項10】

移植は臓器、骨髄、又は血液移植であり、被験体は宿主対移植片反応のリスクがあるか又はすでに発症しており、前記細胞は、宿主対移植片反応を治療するために移植に対して補助的に投与される、請求項9記載の細胞。

【請求項11】

被験体は放射線、化学療法、又は放射線と化学療法との組合せで治療されているか又は将来治療され、被験体の免疫系は弱められており、前記細胞による治療は放射線、化学療法、又はこれら2つの組合せに対して補助的である、請求項9記載の細胞。

【請求項12】

前記細胞は、免疫不全の被験体に投与される、請求項9記載の細胞。

【請求項13】

被験体は免疫抑制剤で将来治療されるか又は治療されており、前記細胞による治療は免疫抑制剤に対して補助的である、請求項10記載の細胞。

【請求項14】

被験体は新生物、貧血もしくは他の血液疾患、及び免疫機能障害の1つ又はそれ以上のリスクがあるか又は罹患しており、前記細胞による治療はこれらの治療に対して補助的である、請求項1~13のいずれか1項記載の細胞。

【請求項15】

被験体は、骨髄増殖性疾患、骨髄異形成症候群、白血病、多発性骨髄腫、リンパ腫、異常ヘモグロビン症、サラセミア、骨髄機能不全症候群、鐮状赤血球貧血、再生不良性貧血、ファンコーニ貧血、免疫性溶血性貧血、先天性免疫不全症、又は自己免疫機能障害の1つ又はそれ以上のリスクがあるか又は罹患しており、前記細胞による治療はこれらの治療に対して補助的である、請求項14記載の細胞。

【請求項16】

免疫機能障害のリスクがあるか又は罹患している被験体の補助的治療のための医薬の製造における細胞の使用であって、該細胞は、胚幹細胞、胚生殖細胞又は生殖細胞ではなく；内胚葉性、外胚葉性、中胚葉性の胚系統の少なくとも2種それぞれの少なくとも1種の細胞種に分化することができ；被験体で有害な免疫応答を誘発せず；被験体における免疫機能障害を治療するのに有効であり、かつ、免疫機能障害を治療するために、別の疾患を治療するために、又はこれら両方を治療するために被験体に施される1つ又はそれ以上の他の治療に対して有効な経路と有効な量で補助的に投与される、前記使用。

【請求項17】

前記細胞は、内胚葉性、外胚葉性、中胚葉性の胚系統それぞれの少なくとも1つの細胞種に分化することができる、請求項16記載の使用。

【請求項18】

前記細胞はテロメラーゼを発現する、請求項16又は17記載の使用。

【請求項19】

前記細胞はoct-3/4について陽性である、請求項16～18のいずれか1項記載の使用。

【請求項20】

前記細胞は、被験体への投与の前に、培養で少なくとも10～40回の細胞倍加を受けている、請求項16～19のいずれか1項記載の使用。

【請求項21】

前記細胞は被験体に対して同種異系である、請求項16～20のいずれか1項記載の使用。

【請求項22】

前記細胞は、前記細胞が投与される前、同時、又は後に施される別の治療に対して補助的に被験体に投与される、請求項16～21のいずれか1項記載の使用。

【請求項23】

前記細胞は、被験体の質量1kgあたり 10^4 ～ 10^8 個の前記細胞を含む1回分又は複数回分で被験体に投与される、請求項16～22のいずれか1項記載の使用。

【請求項24】

被験体は将来移植を受けるか又はすでに受けしており、宿主対移植片反応又は移植片対宿主病のリスクがあるか又はすでに発症しており、前記細胞は移植に対して補助的に投与される、請求項16～23のいずれか1項記載の使用。

【請求項25】

移植は臓器、骨髄、又は血液移植であり、被験体は宿主対移植片反応のリスクがあるか又はすでに発症しており、前記細胞は、宿主対移植片反応を治療するために移植に対して補助的に投与される、請求項24記載の使用。

【請求項26】

被験体は放射線、化学療法、又は放射線と化学療法との組合せで治療されているか又は将来治療され、被験体の免疫系は弱められており、前記細胞による治療は放射線、化学療法、又はこれら2つの組合せに対して補助的である、請求項24記載の使用。

【請求項27】

前記細胞は、免疫不全の被験体に投与される、請求項24記載の使用。

【請求項28】

被験体は免疫抑制剤で将来治療されるか又は治療されており、前記細胞による治療は免疫抑制剤に対して補助的である、請求項25記載の使用。

【請求項29】

被験体は新生物、貧血もしくは他の血液疾患、及び免疫機能障害の1つ又はそれ以上のリスクがあるか又は罹患しており、前記細胞による治療はこれらの治療に対して補助的である、請求項16～28のいずれか1項記載の使用。

【請求項30】

被験体は、骨髄増殖性疾患、骨髄異形成症候群、白血病、多発性骨髄腫、リンパ腫、異常ヘモグロビン症、サラセミア、骨髄機能不全症候群、鐮状赤血球貧血、再生不良性貧血、ファンコーニ貧血、免疫性溶血性貧血、先天性免疫不全症、又は自己免疫機能障害の1つ又はそれ以上のリスクがあるか又は罹患しており、前記細胞による治療はこれらの治療に対して補助的である、請求項29記載の使用。